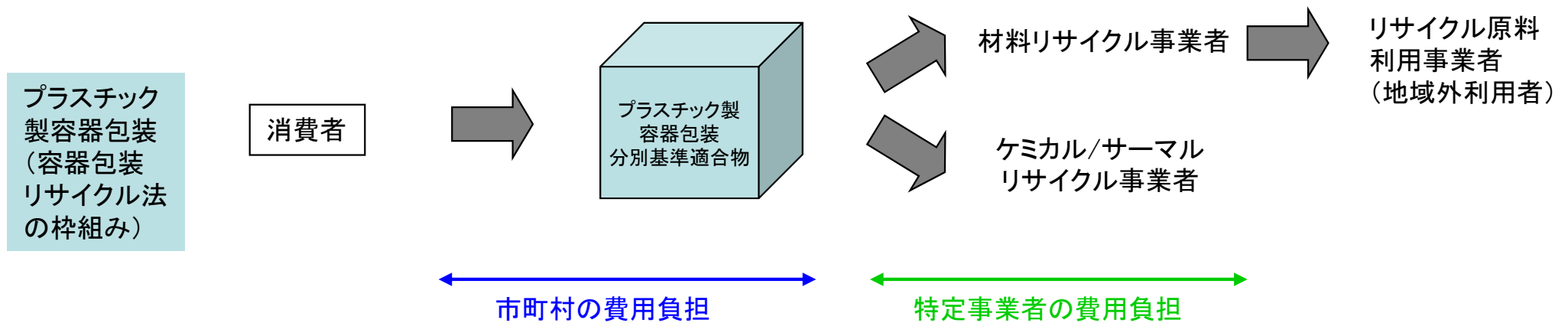
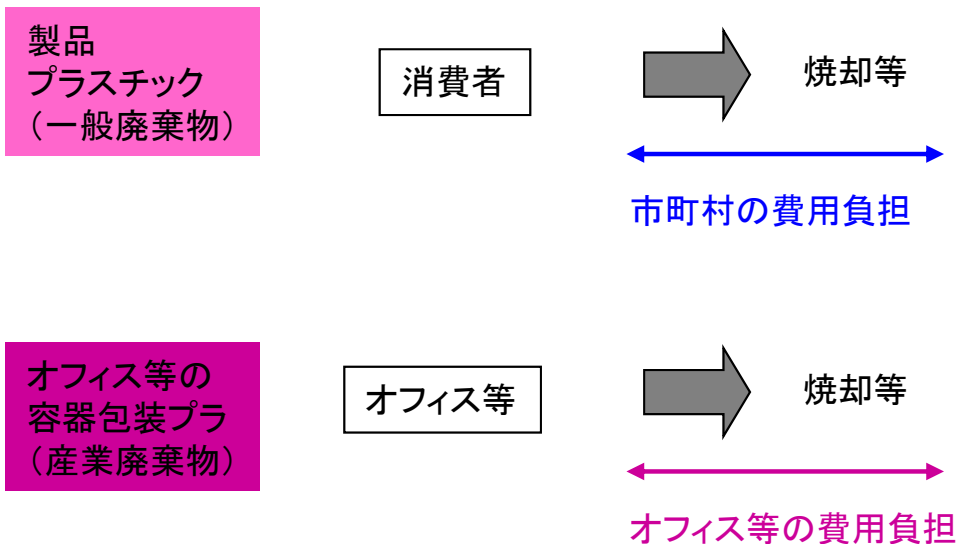


## 現行の枠組みにおける廃プラスチック処理フロー



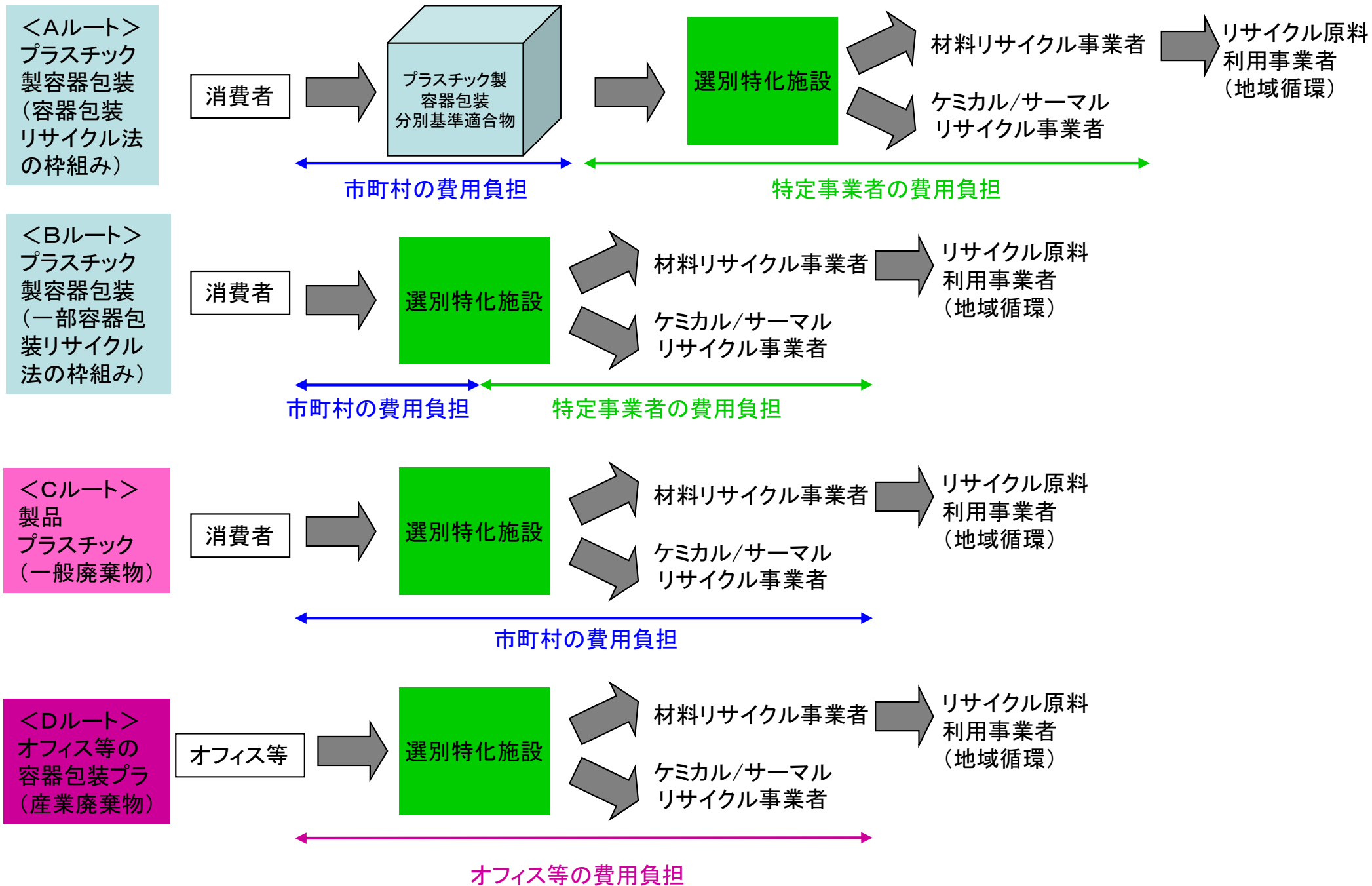
### < 現行の問題点 >



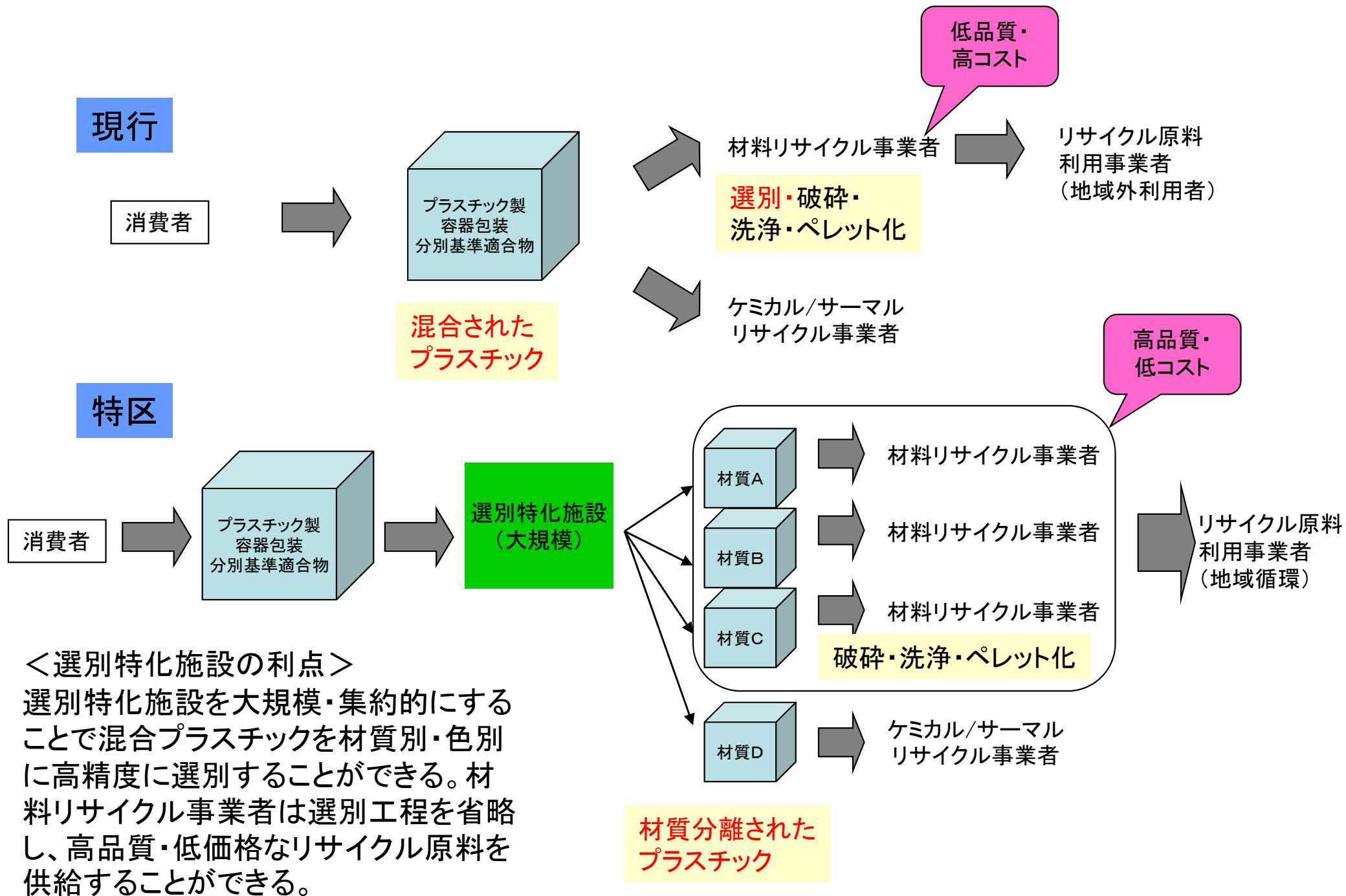
・材料リサイクル事業者が選別・破碎・洗浄・ペレット化の全ての工程を持つことが容器包装リサイクル法もしくはそのガイドラインで規定されているため、ソーティングセンターのような高効率な選別特化施設が誕生しない。

・容器包装リサイクル法によって分別基準適合物が規定されているため、製品プラスチックやオフィス等の容器包装プラを一括処理することができず、ほとんどが焼却処理されている。

## 特区における廃プラスチック処理フロー



## 選別特化施設の役割



### ＜選別特化施設の利点＞

選別特化施設を大規模・集約的にすることで混合プラスチックを材質別・色別に高精度に選別することができる。材料リサイクル事業者は選別工程を省略し、高品質・低価格なりサイクル原料を供給することができる。

## 各ルートについて

Aルート:市町村が分別基準適合物を作るところまでは現行法通りだが、その後の特定事業者負担部分(再商品化工程)に特区としての選別特化施設を追加し、選別特化施設と他の材料リサイクル事業者とのジョイントを組むことができるようにする。

Bルート:現行法では分別基準適合物を作らなければ再商品化工程に流すことができないが、特区では直接選別特化設備に搬入することで分別基準適合物を作る工程を省略できる。その場合の選別特化設備に係る費用のうちプラスチック製容器包装以外のものの処理に係る経費は市町村による費用負担とする。

Cルート:現行法では分別基準適合物にプラスチック製容器包装比率が規定されているため、製品プラスチックを再商品化工程へ流すことはできない。特区では製品プラスチックの割合を事前に算出し、その再商品化工程までの費用を負担することで再商品化工程へ流すことができる。

Dルート:現行法では分別基準適合物にプラスチック製容器包装比率が規定されているため、オフィスごみ等の事業系容器包装プラスチックを再商品化工程へ流すことはできない。特区ではオフィスごみ等の事業系容器包装プラスチックの割合を事前に算出し、その再商品化工程までの費用を負担することで再商品化工程へ流すことができる。

なお、各ルートは同一の選別特化施設で混合処理することができるが、その費用負担については各ルートの受入重量や組成によって配分されるものとする。